

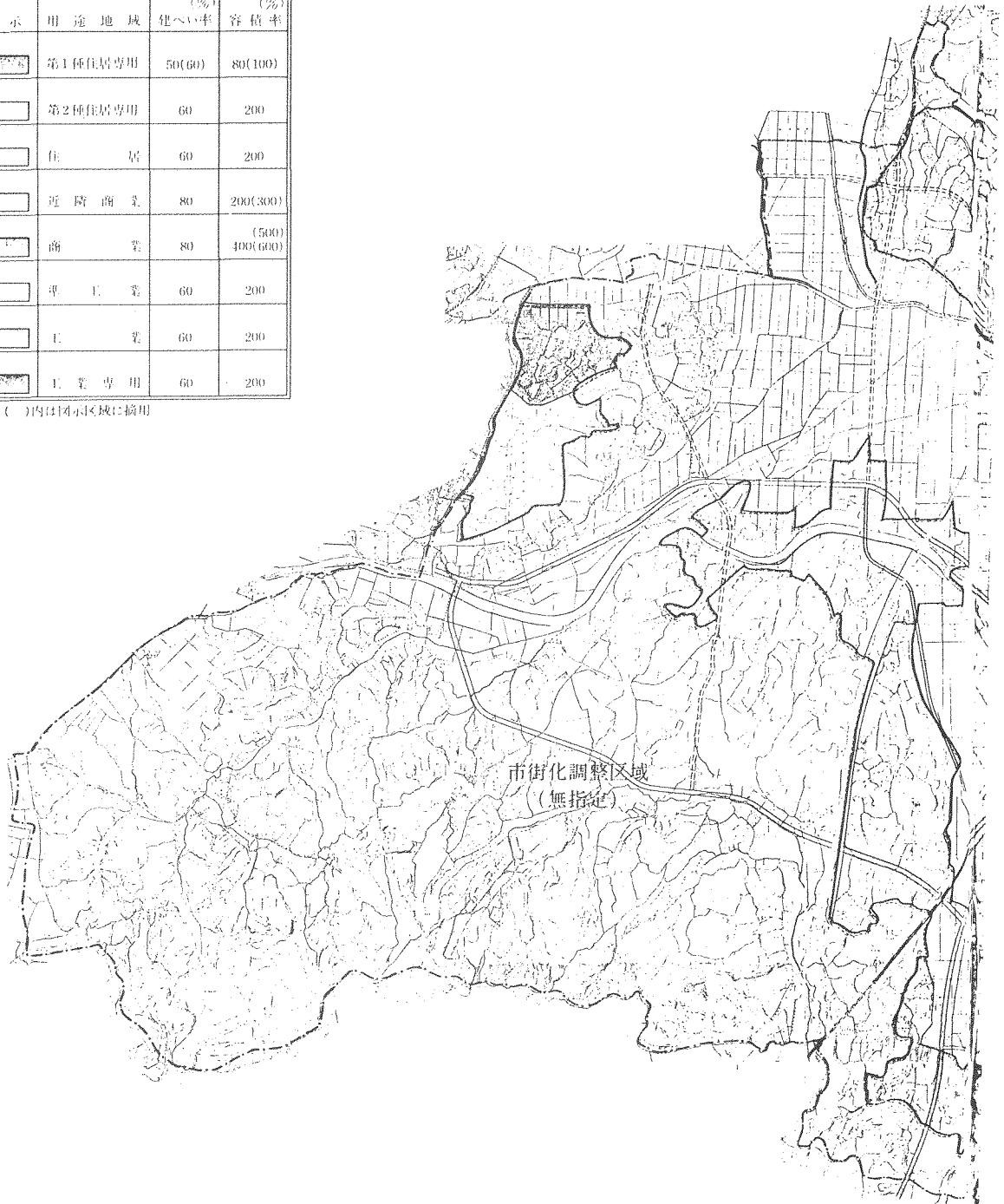


平塚市用途地域案

昭和47年12月現在

凡		例	
表 示	用 途 地 域	(%) 建ぺい率	(%) 容 積 率
	第1種住居専用	50(60)	80(100)
	第2種住居専用	60	200
	住 居	60	200
	近 隣 商 業	80	200(300)
	商 業	80	(500) 400(600)
	準 工 業	60	200
	工 業	60	200
	工 業 専 用	60	200

但し()内は図示区域に適用



凡		例	
	都 市 計 画 道 路		
	同 上 予 定 線		

0 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000

4)

用途地域決定の手続き

(平塚市)

市原案
受理

(神奈川県)

P・R調
監

市案
受理
下協議

地元説明会

調

P・R
受
理

P・R都市計画審議会等への説明

都市計画委員会の審議

公聴会

調
整
事前協議

法
定
権
限

都市計画審査委員会
大臣認可

（建設省）
建築標準部、国土院第六課、六

新しい用途地域の内容

例示	住	地	商業地	工業地
	1種住宅等	2種住宅等	住居商業	近隣商業商業工業工業工業
住宅、共同住宅、宿舍舎、下宿（付属する小規模なものを含む）				×
併用住宅のうち店舗、事務所などの部分が小規模なもの（同上）				×
上記以外の併用住宅	×			
神社、寺院、教会などの宗教施設				
診療所、公衆浴場、託児所、養老院				
運送出張所、公衆電話所、小規模な郵便局など				
幼稚園、小、中、高等学校				×
図書館、博物館				×
大学、高等専門学校、各種学校、病院	×			×
物品販売業を営む店舗、百貨店、飲食店	×			×
理髪店、などの上記以外の店舗、事務所	×			
ホテル、モテル、旅館	×	×		×
ホーリング場、スケート場、まじやん木、パチンコ屋などの遊戯施設	×	×		×
劇場、映画館、キャバレー、バー、料理店、ダンスホール、トルコ風呂などの歓楽施設	×	×	×	×
営業用自動車、50㎡をこえる車庫	×	×	×	
営業用以外の自動車、50㎡以下の車庫	×			
自動車教習所、15㎡をこえる倉庫	×	×		
パン、菓子、豆腐などの小規模な食品製造工場、15㎡以下の倉庫	×	×		
作業場が50㎡以下で、騒音、振動、悪臭などの影響の小さい工場	×	×		
作業場が150㎡以下で、騒音、振動、悪臭などの影響の小さい工場	×	×	×	
騒音、引火などの危険がやや小さい、大気汚染水質汚濁などの公害の少ない工場	×	×	×	×
危険性が大きい、広い範囲に公害をもたらすおそれのある工場	×	×	×	×
危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	×			
" " " " 少ない施設	×	×	×	
" " " " やや多い施設	×	×	×	×
" " " " 多い施設	×	×	×	×
卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場などの特殊施設	×			

□ 建てられる用途
× 建てられない用途

(ただし、何市国條入の建物を行ない建築審査会の同意を経て、) 地区市町認可した場合を除く。

	第一種居住地域	第二種居住地域	住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
建ぺい率(建築物面積/敷地面積)	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
容積率(延床面積/敷地面積)	120%	120%	同左	同左	120%	120%	同左	同左
北側斜線制限	5m + $\frac{2.25}{1}$	10m + $\frac{1.25}{1}$	なし	なし	なし	なし	なし	なし
南側斜線制限	なし	20m + $\frac{1.25}{1}$	同左	31m + $\frac{2.5}{1}$	同左	同左	同左	同左
高さの限度	10m	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
用地境界線からの壁面設置	1mまたは1.5m							

用途地域決定の手続き

